

【目次】

- 1 新型コロナウイルス感染症について・・・1
- 2 主なトピックス・・・16
- 3 セミナー、イベント情報のお知らせ・・・19
- 4 労働関係法令等の改正・・・21
- 5 県の取り組みのお知らせ・・・28
- 6 その他(いわて女性活躍企業等認定制度について、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証について)・・・29



**GOOD JOB, IWATE!
MANY GOOD JOBS.**

1

1 新型コロナウイルス感染症について

□厚生労働省・岩手労働局の新型コロナウイルス感染症に関する主な対応

●特別相談窓口の開設

◇設置場所

岩手労働局 雇用環境・均等室(盛岡第2合同庁舎5階)(2月14日から設置)

職業対策課分室(マリオス6階)(3月23日から設置)

各労働基準監督署・ハローワーク(3月23日から設置)

◇問い合わせ先等

それぞれの窓口で対応する相談内容、問い合わせ先は2、3ページのとおりです。

●雇用調整助成金の特例措置の拡大

特例措置が更に拡大されました。その内容は4ページのとおりです。

◇問い合わせ先

上記1の「岩手労働局 職業対策課分室」

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設

◇問い合わせ先(令和2年3月13日から)

学校等休業助成金・支援金コールセンター(土日・祝日を含む9:00～21:00)

電話 0120-60-3999

●時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例

◇問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等室

電話 019-604-3010

※最新の情報は、

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

岩手労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/iwateroudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html

で確認できます。

新型コロナウイルス感染症の影響による 「特別労働相談窓口」について

令和2年4月10日
岩手労働局

岩手労働局（局長 小鹿昌也）では、令和2年3月23日（月）から新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」を、管下の全労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）に拡充しました。また、令和2年4月13日より、盛岡新卒応援ハローワークにも拡充します。

1. 対応時間

8：30～17：15（月曜日～金曜日（祝日を除く））
（菜園庁舎は10：00～18：30）

2. 相談内容

労働局（雇用環境・均等室）

- ・雇止めに関する相談
- ・職場・労働問題に関する様々なトラブルに関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談
- ・働き方改革推進支援助成金【旧 時間外労働等改善助成金】（職場意識改善特例コース、テレワークコース）に関する相談 等

労働局（職業対策課分室（助成金相談コーナー））

- ・雇用調整助成金（具体的な申請内容等）に関する相談

労働基準監督署

【事業主の方】

- ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談
- ・労働者の健康に関する相談
- ・労働保険料の納付に関する相談 等

【労働者の方】

- ・賃金等労働条件に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談
- ・退職、解雇、労働条件に関する相談 等

ハローワーク（公共職業安定所）

- ・事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・職業相談・紹介等に関する相談 等

盛岡新卒応援ハローワーク（ハローワーク盛岡 菜園庁舎1階）

- ・内定の取り消しや入職時期の繰り下げに関する相談

3. 相談窓口の連絡先

○岩手労働局

雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	0120-980-783 019-604-3002	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階
職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 6階

○労働基準監督署

署名	電話番号	所在地	管轄
盛岡	019-604-2530	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎 6階	盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、 雫石町、矢巾町、紫波町
宮古	0193-62-6455	宮古市緑ヶ丘 5-29	宮古市、田野畑村、岩泉町、山田町
釜石	0193-23-0651	釜石市上中島町 4-3-50 NTT 東日本上中島ビル 1階	釜石市、大槌町、 遠野市（花巻署管轄区域を除く）
花巻	0198-23-5231	花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 2階	花巻市、西和賀町、遠野市のうち宮守町、北上市、金ヶ崎 町、奥州市のうち水沢・江刺・胆沢
一関	0191-23-4125	一関市旭町 5-11	一関市、平泉町、奥州市のうち衣川・前沢
大船渡	0192-26-5231	大船渡市大船渡町字台 13-14	大船渡市、住田町、陸前高田市
二戸	0195-23-4131	二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 2階	二戸市、洋野町、軽米町、一戸町、九戸村、 久慈市、野田村、普代村

○ハローワーク（公共職業安定所）

所名	電話番号	所在地	管轄区域
盛岡	019-651-8811（総 合案内）	盛岡市紺屋町 7-26	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、矢巾町、紫波町
沼宮内	0195-62-2139	岩手郡岩手町大字沼宮内 7-11-3	岩手町、葛巻町
釜石	0193-23-8609	釜石市新町 6-55	釜石市、大槌町
遠野	0198-62-2842	遠野市新町 2-7	遠野市
宮古	0193-63-8609	宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎 1階	宮古市、田野畑村、岩泉町、山田町
花巻	0198-23-5118	花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 1階	花巻市
一関	0191-23-4135	一関市山目字前田 13-3	一関市、平泉町
水沢	0197-24-8609	奥州市水沢東中通り 1-5-35	奥州市、金ヶ崎町
北上	0197-63-3314	北上市大曲町 5-17	北上市、西和賀町
大船渡	0192-27-4165	大船渡市大船渡町字赤沢 17-3 大船渡合同庁舎	大船渡市、陸前高田市、住田町
二戸	0195-23-3341	二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 1階	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
久慈	0194-53-3374	久慈市川崎町 2-15	久慈市、洋野町、野田村、普代村

○盛岡新卒応援ハローワーク（ハローワーク盛岡 菜園庁舎 1階）

所名	電話番号	所在地	相談時間	管轄区域
盛岡 菜園	019-653-8609	盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル	10:00から 18:30	岩手県内全域

雇用調整助成金の特例措置について

雇用調整助成金とは・・・

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

	通 常	特 例 措 置	
		2月14日	3月4日
公表日等		2月14日	3月4日
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業等を想定	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) (2月28日に先行公表済)
生産指標要件	最近3か月間の販売量、売上高等の月平均値が前年同期比10%以上低下	最近1か月間の販売量、売上高等が前年同期比10%以上低下	同左
対象労働者	雇用保険被保険者(6か月以上の被保険者期間が必要)	同左	雇用保険被保険者(被保険者期間要件の撤廃)
助成率	2/3(中小)、1/2(大企業)	同左	同左
計画届の提出	事前提出	事後提出を認める (1月24日～3月31日まで)	事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)
クーリング期間	1年	同左	同左
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左	同左
			3月28日
			緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
			被保険者期間要件の撤廃のほか、 雇用保険被保険者でない労働者も対象 <u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))</u>
			生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
			被保険者期間要件の撤廃のほか、 雇用保険被保険者でない労働者も対象 <u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))</u>
			事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
			同左
			同左+緊急対応期間

○ 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を引上げる**措置を別途講じる

○ 「クーリング期間」：過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年の期間が必要。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆さまへ

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
全ての働く方々が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.2

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

P.3

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.4

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うために仕事を休むとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

P.5

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

P.6

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

P.7

（※）生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策の1つとして、公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の納付猶予等の措置が講じられることとなりました。

● 無利子・無担保融資（事業資金）

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。

P.8

労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

● 特別労働相談窓口等

各都道府県労働局に「特別労働相談窓口」を設置しております。
 新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。

また、就職を控えた学生の方で、内定が取り消されそう、内定が取り消された時は、お近くのハローワークにご相談ください。



（令和2年3月25日現在）

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
- 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
- ② 4日以上仕事を休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事をした日について支給されます。
※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

支給総額

=

直近12月間の
標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数



- 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

(※) 国民健康保険に加入されている方について

市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。

■ 休業手当の支払いが必要となる主な例（※ 個別の事情により異なります。）

- ▶ 会社が、発熱などの症状があるという理由だけで、労働者に一律に仕事を休ませる措置をとる場合
- ▶ 会社が、「帰国者」や新型コロナウイルス感染者との「接触者」である労働者について、労働者が「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、職務の継続が可能と言われたにもかかわらず、会社の判断により休ませる場合

■ 休業手当の支払いが必要とならない主な例（※ 個別の事情により異なります。）

- ▶ 発熱等の症状があるため、労働者が自主的に会社を休む場合
- ▶ 都道府県知事が行う就業制限により、労働者が休業する場合

■ 休業手当の額

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

- 休業手当の支払いの対象とはならない場合でも、労使の話し合いのうえ、就業規則等により休業させたことに対する手当を支払うことや、事業場で有給の特別休暇制度を設けることが望ましいものです。
- また、労働者が希望した場合には、年次有給休暇を取得することも考えられます。



- 個別の事案に関するご相談については、**特別労働相談窓口**

新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め、休業手当等の労働相談に対応しています。



雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

■ 特例措置①

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

助成率 大企業 1/2 中小企業 2/3

支給限度日数 1年間で100日

特例措置の内容

支給要件を緩和し、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主が、この助成金を受給できるようにしています。

■ 特例措置②（現時点では北海道）

地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域に所在する事業主（全業種・現時点では北海道）

地方公共団体の長が、一定期間、住民・企業の活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、正規雇用・非正規雇用を問わず対象とした上で、助成率の引き上げ等を行っています。

助成率 大企業 2/3 中小企業 4/5

対象期間 厚生労働大臣が定める期間（北海道においては、3月18日～4月2日）

特例措置の内容

雇用保険被保険者以外の労働者も助成対象とする等、特例措置①に加え、更なる支給要件の緩和を行っています。

特例措置①については、休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合、特例措置②については、休業等の初日が厚生労働大臣が定める期間にある場合に適用します。

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。



● 具体的な取扱いやご相談は、**最寄りの都道府県労働局又はハローワーク**にお問い合わせください。



※ 6月30日までの間、4ページのとおり、特例措置が拡大されています。

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

■ 対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

■ 支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

※ 大企業、中小企業ともに同様

■ 適用日

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請期間

令和2年3月18日～6月30日まで

※ 法人ごとに、1度にまとめて申請をお願いします。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。



● お問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

■ 対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

一定の要件

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

■ 支給額

就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

■ 適用日

令和2年2月27日～3月31日

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請期間

令和2年3月18日～6月30日まで

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。



- お問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※ 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
貸付期間：原則3月以内

据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

● お問い合わせ・お申込みは お住まいの市区町村社会福祉協議会

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



！ 公共料金の支払いの猶予等について

生活に不安を感じておられる方々の公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の納付猶予等のため、

- ・ 水道・下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話の使用料及び公営住宅の家賃の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。
- ・ 国税・社会保険料の納付の猶予措置が講じられるとともに、地方税についても、国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対して要請が出されています。

無利子・無担保融資（事業資金）

新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無利子・無担保で融資を行います。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現し、事業資金の資金繰り支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化（最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等）となった事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設しました。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

※ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

資金の使いみち | 運転資金、設備資金 **担保** | 無担保
貸付期間 | 設備20年以内、運転15年以内 **うち据置期間** | 5年以内
融資限度額（別枠） | 中小事業3億円、国民事業6,000万円
金利 | 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3,000万円）



● 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

● 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

特別利子補給制度



申請の受付はまだ開始していません。支給要件や申請手続き等についても、詳細が固まり次第、早急に公表します。

- ▶ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

利子補給期間 | 借入後当初3年間
利子補給対象上限 | 中小事業1億円、国民事業3,000万円



● 中小企業金融相談窓口

03-3501-1544
（平日・休日9:00～17:00）

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する 中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 〕	
支給額	補助率：1 / 2 1企業当りの上限額：100万円	補助率：3 / 4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4 / 5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

岩手労働局雇用環境・均等室

Tel 019-604-3010

職場意識改善特例コース



ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があります。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	労務管理担当者に対する研修
		□	労働者に対する研修、周知・啓発
		□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	就業規則等の作成・変更	□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
□	労務管理担当者・労働者に対する研修	□	人材確保に向けた取り組み
□	労務管理用機器の導入・更新	□	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

- 1 「**交付申請書**」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は**5月29日(金)**)
- 2 **交付決定**
これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。
- 3 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に**支給申請**(締切は**7月15日(水)**)
※令和元年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「時間外労働等改善助成金」職場意識改善特例コースのご案内

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4等）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A	B
	資本または出資額	常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～3月25日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

①就業規則等の作成・変更

②外部専門家によるコンサルティング

③労務管理担当者・労働者に対する研修

④人材確保に向けた取り組み

⑤労務管理用機器の導入・更新

⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新

(パソコン等の購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限3月13日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限3月25日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項


①令和2年2月17日から5月31日までの取り組みについて、令和2年4月以降に申請開始する「働き方改革推進支援助成金」でも、助成を行う予定です。

※上記助成金は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください。

なお、令和2年3月14日以降に交付申請がなされたものについては、令和2年4月以降に交付決定を行います。

②申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

③申請・お問い合わせ先

 岩手労働局 雇用環境・均等室
Tel 019-604-3010



助成金の詳細

2 主なトピックス

1 いわて働き方改革ポータルサイトがリニューアル！

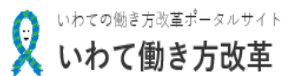
□ 県内企業の取組事例や働き方改革に関連する情報を総合的に発信します。

県内企業の取組事例紹介や、働き方改革ガイドブック、ミニ動画など、取組に役立つ情報を掲載しています。

また、国や県の子育てや女性活躍に関する認定制度、各制度の紹介ホームページへのリンクも掲載するなど、働き方改革や子育て・女性活躍支援に関する情報を総合的に掲載しています。

いわて働き方改革推進運動に参加宣言をいただくと、ポータルサイトへ掲載し、企業の取組を発信することができます。

県内でも取組が広がっているいわて働き方改革推進運動に、参加してみませんか？



いわて働き方改革サポートデスク
ジョブカフェいわて内

☎ 019-621-1171
[受付] 月曜～金曜10:00～18:00

✉ メールでのお問い合わせ

🏠 ホーム

👑 働き方改革AWARD

🏢 参加企業

📄 とりくみ事例

📖 ガイドブック

🗨️ 相談窓口

＼岩手県の働き方改革に関する情報はこちら／



問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 電話:019-629-5581
FAX:019-629-5589 / メールアドレス:AE0005@pref.iwate.jp

働き方改革の取組を進め、働き方・休み方の改善を進めていくには、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。

厚生労働省の働き方・休み方改善ポータルサイトでは、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断を行うことができます。

この度、企業向け、社員向けのいずれについても診断機能をリニューアルし、新しい機能を追加しました。企業向けの指標を活用して診断を行っていただくと、企業として優先的に行うべき取組提案が示されますので、自社の課題や取組内容を分析・検討するために活用いただくほか、社員向けの診断機能により、社員の職場環境に対する認識や、日頃の仕事の進め方などを把握し、職場において改善が必要な取組を検討する際にも活用することができます。

また、本ポータルサイトでは、診断機能以外にも、複数企業の働き方・休み方に関する取組事例や課題別の仕事の進め方などの対策、シンポジウムなどの日程も確認することができます。

ぜひご活用ください。

トップ 概要 自己診断 事例検索 施策・支援策 各地域の取組 セミナー情報 参考資料 課題別 [✉メールマガジン](#) [シェア 1,641](#) [ツイート](#)

企業・社員向け自己診断をしたい	企業の（働き方改革）取組事例を検索したい	ボランティア休暇等特別な休暇制度を知りたい	企業の特別な休暇制度事例を検索したい
シンポジウム・セミナー情報を知りたい	仕事の進め方など課題別の対策を知りたい	制度・支援策を知りたい	各地域の取組を知りたい
事例集やパンフレットを探したい	取組を掲載したい	疑問を解決したい	問い合わせをしたい

厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

ぜひ、ご活用ください！



「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。

「働き方・休み方改善指標」の構成

働き方・休み方改善指標

この指標の構成は、次のとおりです。



あなたの会社の「働き方・休み方改善指標（企業向け）」を作成し、実態と課題の把握を行いましょう。

▼企業向け診断結果イメージ



① 企業向け診断では、簡単な設問に答えるだけで、現状を「見える化」できます。また結果は、グラフで視覚的に把握することができます。

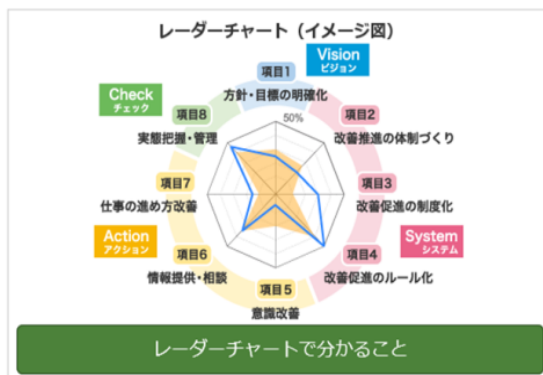
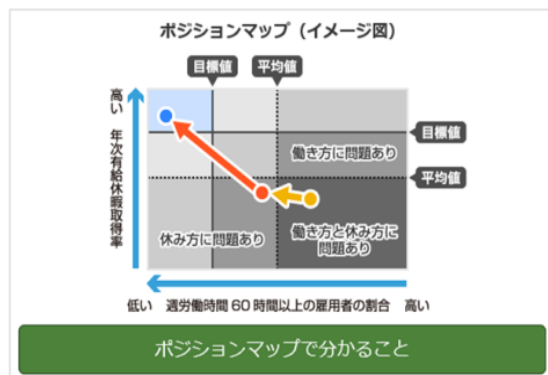
🏢 企業向け自己診断を行う

👤 社員向け自己診断を行う

企業向け自己診断

働き方・休み方改善指標（企業向け）とは、企業の人事労務担当者が労働時間や休暇取得の実態や、これに関連する自社の取組や制度を再確認するための指標であり、今後の対策を検討する際に活用することを目的に作成しています。この指標は「ポジションマップ」と「レーダーチャート」の2つで構成されています。

ポジションマップとレーダーチャート



「ポジションマップ」と「レーダーチャート」を使うことで次の3つが可能になります。

その1) 働き方や休み方に関する問題の有無が分かります。

その2) 企業の人事労務担当者が自社の状況をチェックすることで、働き方や休み方に関する実態や課題を分析できます。

その3) 企業が自社の働き方や休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

3 セミナー、イベント情報

近々開催されるセミナー、イベント情報をご紹介します！

1 岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に発生した事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話します。

会議や研修会等に、ぜひご利用ください。

出前講座の概要 ※詳細はお問い合わせください

講師	県労働委員会の委員
対象	県内の使用者団体・労働者団体の会議や研修会など
日程等	できる限りご希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間をご相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。 (講演料、旅費は不要です。)
申込方法	開催予定日のおおむね2か月前までに、県労働委員会事務局にお申し込みください。

お申込み・問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局 電話 019-629-6277
盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

ホームページ

岩手県労働委員会

検索

職場のトラブルで悩んでいませんか？

2 岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある労働委員会の委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスします。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

月例無料労働相談会の概要

開催日	令和2年4月24日(金)、令和2年5月22日(金)
相談時間	1人45分(13:00~14:45)
相談会場	盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階(労働委員会委員室)
予約受付	電話 0120-610-797 (平日8:30~17:15。通話無料。) ※開催日の前日12時まで
受付人数	各相談日2人まで(先着順)

※詳細については20ページに掲載

問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局 労働相談なんでもダイヤル 電話 0120-610-797

岩手県労働委員会委員による 月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

- 開催日 **4月24日(金) 5月22日(金)**
- 相談時間 **1人45分** (13:00~14:45)
- 相談会場 **朝日生命盛岡中央通ビル3階** (労働委員会委員室)
- 予約受付 **0120-610-797** (ろうどうでなく) (通話無料)
 - ・相談希望日の **前日12時まで** に**予約** (平日8:30~17:15)
 - ・受付人数 **各相談日2人まで** (先着順)

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員**(公益委員: 弁護士・大学教授など、労働者委員: 労働組合役員など、使用者委員: 企業幹部など)が、労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎労働者の方、使用者の方どなたでも**相談**できますので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。



労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

中立公正
簡易迅速

岩手県労働委員会

無料
秘密厳守

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階 TEL019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなく



0120-610-797

(平日8:30~17:15)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

4 労働関係法令等の改正

1 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！

事業主の皆さまへ

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<労使協定を締結する際の注意点>

☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



<両立支援等助成金について>

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

令和元年12月作成 リーフレットNo.16

2 「改正女性活躍推進法」が施行されます！

常時雇用する労働者が 301人以上の事業主の皆さまへ
「改正女性活躍推進法」が施行されます！

一般事業主行動計画に、数値目標を「2つ以上」定める必要があります！

- ▶ 令和2年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、岩手労働局まで届け出る必要があります。
- ▶ 令和2年6月1日以降は、女性の活躍推進に関する情報公表についても、公表の仕方が変わります。詳細は、裏面をご覧ください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区) (派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

※ 上記の項目は状況把握項目を区分したものであり、下線は基礎項目(必ず把握すべき項目)です。

※ 「(区)」の表示のある項目: 状況把握の際は、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

※ 「(派)」の表示のある項目: 労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、状況把握の際は、派遣労働者を含めて把握を行うことが必要です。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
- ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
- ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区)
- ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況(区)(派)
- ・有給休暇取得率(区)

(※) 令和2年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

数値目標の例

近年、女性社員の採用も増えてきているが、管理職の女性は少なく、また、男女ともに長時間労働が課題である会社の場合

数値目標 1

①の区分に関する数値目標！

課長職より1つ下の職階の女性割合を20%から30%にする。

数値目標 2

②の区分に関する数値目標！

毎月の平均残業時間を20時間以下にする。

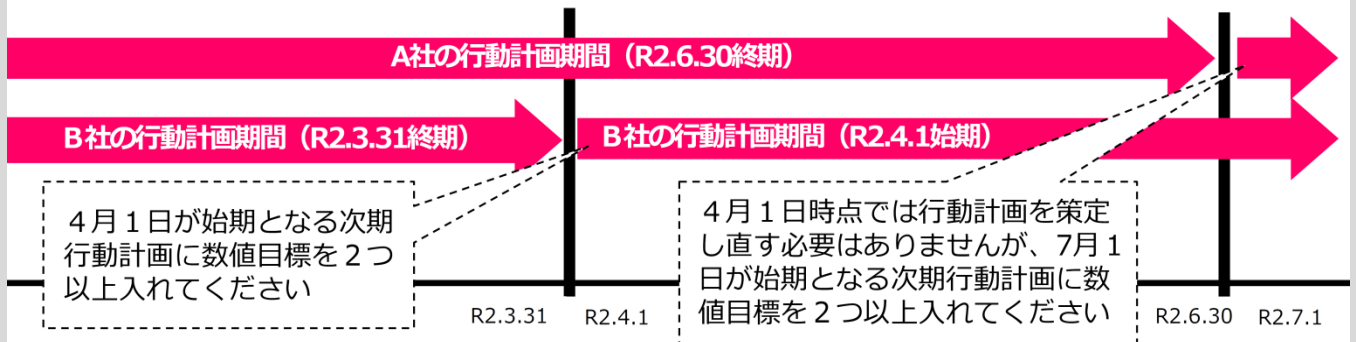
- 状況把握・課題分析の結果、上記の①または②の区分のどちらか一方の取り組みが既に進んでおり、もう一方の取り組みを集中的に実施することが適当と認められる場合には、①または②のどちらかの区分から2項目以上を選択して、関連する数値目標を定めても構いません。

Q

令和2年4月1日になったら、常時雇用する労働者301人以上の全事業主が一般事業主行動計画を策定し直さないといけないのでしょうか？

A

令和2年4月1日以降に行動計画の始期を設定する301人以上の事業主は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定し、都道府県労働局に提出する必要があります。



Q

令和2年3月31日までに都道府県労働局に策定届(※)を提出する場合は、行動計画に定める数値目標は1つ以上でよいのでしょうか？

A

令和2年3月31日までに策定届を提出する場合でも、行動計画の始期が令和2年4月1日以降の場合は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定する必要があります。

(※) 策定届の新様式は、女性活躍推進法特集ページ(厚生労働省ホームページ内)に今後掲載する予定ですので、ご確認ください。

女性の活躍推進に関する情報公表の改正内容(令和2年6月1日施行)

▶ 令和2年6月1日以降は、常時雇用する労働者301人以上の事業主は、女性の活躍推進に関する情報公表についても、以下の①と②の区分から、それぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表する必要があります。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 男女別の採用における競争倍率(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 管理職に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率(区) 労働者の一月当たりの平均残業時間 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) 有給休暇取得率 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

- 併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。
 - ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
 - ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要



岩手労働局 雇用環境・均等室

電話番号 019-604-3010 ※受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

3 36協定で定める事項が変わりました。

中小企業の事業主のみなさまへ

今月まで

2020年4月1日以降の期間のみを定めた36協定は、**2020年3月31日まで**に新しい様式で届出てください

労働基準法が改正され、**時間外労働の上限が法律に規定されることにより、36協定で定める事項が変わりました。**このため、36協定届の**新しい様式**を策定しています。法律の施行に当たっては、経過措置が設けられており、中小企業は**2020年4月1日以降の期間のみ**を定めた36協定に対して上限規制が適用されます。

！ 法律の上限を超える時間とは

労働時間の上限（法定労働時間）

原則 1週:40時間、1日:8時間

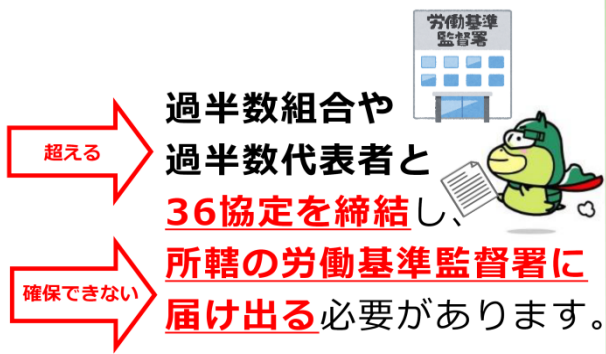
例外※ 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上

（午前0時～午後12時の継続24時間の休み）



！ 時間外労働の上限規制の具体的内容

法律による上限（特別条項/年6か月まで） →

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間*
- ✓月100時間未満* * 休日労働を含む

法律による上限（限度時間の原則） →

- ✓月45時間 ※1年単位の变形労働時間制の場合 月42時間、年320時間
- ✓年360時間

法定労働時間 →

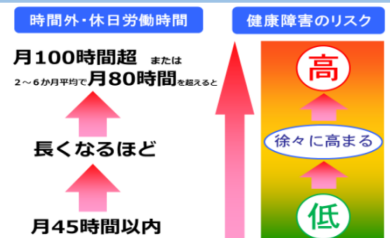
- ✓1日8時間
- ✓週40時間

- ◆以下の事業・業務は、**2024年3月31日まで**上限規制の適用が猶予されます。
 - ・建設事業・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
- ◆新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

留意事項 労働者の心身の健康管理のために、時間外・休日労働の削減に取り組みましょう！

長時間にわたる過重な労働が要因となり、労働者が健康を損なうような事態は、あってはならないことです。

36協定を締結していても、**実際の時間外・休日労働を月45時間以下とするよう努めましょう。**



36協定の締結に当たって注意すべきポイント

Point

1 「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

- 従来の36協定では、延長することができる期間は、「1日」「1日を超えて3か月以内の期間」「1年」とされていましたが、今回の改正で、「1か月」「1年」の時間外労働に上限が設けられたことから、上限規制の適用後は、「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。

Point

2 協定期間の「起算日」を定める必要があります。

- 1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

Point

3 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内であることを協定する必要があります。

- 36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。この上限時間内で労働させた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には、法違反となります。
- このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを、協定する必要があります。36協定届の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

Point

4 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

- 限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

（臨時的に必要な場合の例）

- ・ 予算、決算業務 ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ・ 納期のひっ迫
- ・ 大規模なクレームへの対応 ・ 機械のトラブルへの対応

過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと（※）
（※）会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されること等は不適切な選出となります。
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。
（※）事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供など

5 県の取組み

1 障がい者委託訓練のご案内

障がい者雇用をお考えの企業様へ

まずは、障がい者委託訓練
～活用しませんか～



障がい者委託訓練とは…？

障がいのある方の就業促進や、雇用を後押しするため、企業等の現場を活用した実践的なインターンシップ型の職業訓練です！

訓練受託企業等を募集していますので、障がいのある方の雇用に向けてご活用下さい。

どんなメリットがあるの…？

「障がい者雇用をしたいけれど何から始めればいいのか…?」、「どんなサポートが必要?」とお悩みの企業様！

訓練生の適性、人柄や必要なサポート等を把握することができる有益な訓練です！

訓練生のマッチングや調整は県の担当者がサポートします！

委託料について

県から訓練受託企業等へ月額9万円
(中小企業以外6万円)
の委託料をお支払いします！

また、訓練中の訓練生への賃金の支払いは不要です。

※なお、一定の要件があります。

■お問い合わせ先(まずはこちらにご相談下さい！)

職業能力開発施設 (実施主体)	所在地・連絡先	担当地区
県立産業技術短期大学校(矢巾校) 担当: 障がい者職業訓練コーディネーター	〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 ☎019-697-9096	盛岡地区、花巻地区、北上地区、 遠野地区、二戸地区
県立産業技術短期大学校(水沢校) 担当: 障がい者職業訓練コーチ	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2 ☎0197-22-4427	胆江地区、一関地区、気仙地区
県立宮古高等技術専門校 担当: 障がい者職業訓練コーチ	〒027-0037 宮古市松山第8地割29-3 ☎0193-62-5606	釜石地区、宮古地区、久慈地区

1 いわて女性活躍企業等認定制度について

□ ～女性活躍推進に取り組む企業等を認定しています～

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等(ステップ1)」、「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」として認定しています。

認定のメリット(ステップ1、ステップ2共通)は次のとおりです。

- ・女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大200万円)。

認定のメリット(ステップ2のみ)

- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引き下げ(0.05%)の対象になります。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・2019・2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目に追加されます。
- ・企業局「いわて復興パワー」において、東北電力(株)が指定する高圧契約をしている場合に、電気料金割引の対象となります。

「いわて女性活躍企業等認定制度」認定企業等一覧 (令和2年1月31日現在)

	H29	H30	R1	合計
ステップ1	2	20	26	48
ステップ2	7	48	25	80
合計	9	68	51	128

【実企業数124社】



【認定区分:ステップ1】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H29.12.28～R2.12.27
2	株式会社アート不動産	不動産業	盛岡市	H30.2.16～R3.2.15
3	株式会社二戸ファッションセンター	婦人既製服製造業	二戸市	H30.9.14～R3.9.13
4	株式会社東亜エレクトロニクス	電気機械器具製造業	一戸町	H30.9.14～R3.9.13
5	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.10.10～R3.10.9
6	株式会社岩本電機	民生機器ハーネス部品製造	洋野町	H30.10.12～R3.10.11
7	岩手モリヤ株式会社	婦人既製服製造業	久慈市	H30.10.12～R3.10.11
8	株式会社ナカイズミ野田工場	縫製業	野田村	H30.10.12～R3.10.11
9	地熱エンジニアリング株式会社	地熱発電・開発に関わるコンサルタント・調査等	滝沢市	H30.11.19～R3.11.18
10	株式会社ファーマ・ラボ	調剤薬局、一般薬販売	久慈市	H30.11.19～R3.11.18

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
11	株式会社久慈自動車学校	指定自動車教習所	久慈市	H30.11.28～R3.11.27
12	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	H30.11.28～R3.11.27
13	株式会社中館建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.11.28～R3.11.27
14	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	学術研究(試験・研究)	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
15	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業(管工事)	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
16	八幡平市国民健康保険西根病院	病院	八幡平市	H31.1.9～R4.1.8
17	公益財団法人岩手県土木技術振興協会	その他技術サービス業	盛岡市	H31.1.23～R4.1.22
18	株式会社外林 盛岡支店	菓子卸売業	矢巾町	H31.2.22～R4.2.21
19	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.3.4～R4.3.3
20	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	H31.3.4～R4.3.3
21	株式会社アンドファーム	農業(耕種農業・畑作・野菜)	岩手町	H31.3.11～R4.3.10
22	有限会社クリップ	印刷業(グラフィックデザイン)	盛岡市	H31.3.20～R4.3.19
23	株式会社いんべクリーニング	生活関連サービス業	盛岡市	R1.6.11～R4.6.10
24	株式会社オリテック21	建設業	矢巾町	R1.6.17～R4.6.16
25	株式会社二戸サントップ	既製紳士服縫製業	二戸市	R1.6.21～R4.6.20
26	株式会社リードコナン	情報サービス業	盛岡市	R1.6.26～R4.6.25
27	株式会社プランタンいずみ	製造業(子供服)	久慈市	R1.8.22～R4.8.21
28	株式会社共栄薬品	小売業、サービス業	盛岡市	R1.8.22～R4.8.21
29	株式会社おがよし	鮮魚出荷販売、冷凍冷蔵業、冷凍加工食品業、廻船問屋	宮古市	R1.8.22～R4.8.21
30	株式会社カガヤ	製造業(①鋼構造物事業②建築事業③メガソーラー事業)	盛岡市	R1.8.29～R4.8.28
31	大和水産株式会社	水産加工業	山田町	R1.9.3～R4.9.2
32	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産業、骨材砕石等販売業	大船渡市	R1.9.11～R4.9.10
33	株式会社小原建設	特定建設業	北上市	R1.10.11～R4.10.10
34	株式会社ホンダ四輪販売北・東北	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17
35	ホンダカーズ岩手南株式会社	自動車販売業及び整備業	奥州市	R1.10.18～R4.10.17
36	南ホンダ自動車株式会社	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17
37	株式会社ホンダベルノ南岩手	自動車販売業及び整備業	一関市	R1.10.18～R4.10.17
38	有限会社嵯峨自動車商会	自動車販売業及び整備業	久慈市	R1.10.18～R4.10.17
39	奥羽ホンダ販売株式会社	自動車販売業及び整備業	二戸市	R1.10.18～R4.10.17
40	有限会社ミツワ自動車販売	自動車販売業及び整備業	軽米町	R1.10.18～R4.10.17
41	有限会社大井漁業部	水産加工業	宮古市	R1.10.23～R4.10.22
42	社会福祉法人新生会	社会福祉事業(障がい)	矢巾町	R1.11.12～R4.11.11

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
43	インターワイヤード株式会社岩手胆沢工場	電線、ケーブル、ヒーター線類及びワイヤリングハーネスの製造、加工、販売	奥州市	R1.11.21～R4.11.20
44	衣正家	飲食店(中華料理店)	花巻市	R1.12.2～R4.12.1
45	株式会社十文字チキンカンパニー	畜産食料品製造業	二戸市	R1.12.6～R4.12.5
46	ブリヂストンタイヤ岩手販売株式会社	卸売業	盛岡市	R1.12.11～R4.12.10
47	株式会社社関岩手大槌工場	食品製造業(荳わかめ)	大槌町	R2.1.6～R5.1.5
48	公益財団法人いわて産業振興センター	サービス業(県内中小企業等の総合支援機関)	盛岡市	R2.1.7～R5.1.6

【認定区分:ステップ2】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	国立大学法人岩手大学	教育機関	盛岡市	H29.12.28～R2.12.27
2	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H29.12.28～R2.12.27
3	株式会社プラザ企画	ホテル業	奥州市	H29.12.28～R2.12.27
4	株式会社北日本銀行	金融業	盛岡市	H30.2.16～R3.2.15
5	株式会社タカヤ	建設業	盛岡市	H30.3.19～R3.3.18
6	大和リース株式会社岩手支店	建設業	盛岡市	H30.3.27～R3.3.26
7	東京海上日動火災保険株式会社盛岡支店	金融業、保険業	盛岡市	H30.3.27～R3.3.26
8	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	H30.5.14～R3.5.13
9	公立大学法人岩手県立大学	高等教育機関	滝沢市	H30.7.18～R3.7.17
10	株式会社いわい	特定建設業	一関市	H30.7.18～R3.7.17
11	宮城建設株式会社	建設業	久慈市	H30.8.8～R3.8.7
12	杜陵高速印刷株式会社	印刷業	盛岡市	H30.9.6～R3.9.5
13	株式会社スズキ自販岩手	自動車卸売・小売	盛岡市	H30.9.6～R3.9.5
14	富士水工業株式会社	管・水道施設・土木	盛岡市	H30.9.6～R3.9.5
15	有限会社タニムラフードサービス	畜産品製造業	久慈市	H30.9.14～R3.9.13
16	株式会社仁田工務店	土木工事業、建築工事業	一関市	H30.10.2～R3.10.1
17	株式会社アイオー精密	精密機械金属部品加工	花巻市	H30.10.10～R3.10.9
18	医療法人勝久会	医療・福祉業	大船渡市	H30.10.10～R3.10.9
19	株式会社東日本アドテック	福祉事業	盛岡市	H30.10.10～R3.10.9
20	株式会社西部産業盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援 (指定自動車教習所)	盛岡市	H30.10.10～R3.10.9
21	プレステック株式会社	特定建設業	久慈市	H30.10.12～R3.10.11
22	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16～R3.10.15
23	株式会社ミクニ 盛岡事業所	輸送用機械器具製造業	滝沢市	H30.11.19～R3.11.18

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
24	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.11.19～R3.11.18
25	板谷建設株式会社	総合工事業(土木工事、建築工事、舗装工事)	奥州市	H30.11.19～R3.11.18
26	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19～R3.11.18
27	株式会社長島製作所	金属部品製造	一関市	H30.11.19～R3.11.18
28	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.11.19～R3.11.18
29	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H30.11.19～R3.11.18
30	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.11.19～R3.11.18
31	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19～R3.11.18
32	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.19～R3.11.18
33	美和ロック株式会社 盛岡工場	建築用錠前製造業	盛岡市	H30.11.28～R3.11.27
34	株式会社平野組	総合建設業	一関市	H30.11.28～R3.11.27
35	蒲野建設株式会社	建設業、砕石業、産業廃棄物処理業	久慈市	H30.11.28～R3.11.27
36	種市電工株式会社	建設業(電気工事業)	洋野町	H30.11.28～R3.11.27
37	有限会社オーツー	冷暖房・換気設備等の設備設計・施工	盛岡市	H30.11.28～R3.11.27
38	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	H30.11.28～R3.11.27
39	信幸プロテック株式会社	建設業(管工事業)	矢巾町	H30.12.5～R3.12.4
40	医療法人社団帰厚堂	医療業	矢巾町	H30.12.6～R3.12.5
41	南建設株式会社	一般土木建築工事業(道路新設工事、道路改修工事、工場棟の新築工事、他)	軽米町	H30.12.26～R3.12.25
42	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業、砕石業、土木工事業(木くず、がれき類、汚泥の中間処理 他)	軽米町	H30.12.26～R3.12.25
43	株式会社小田島組	建設業	北上市	H30.12.26～R3.12.25
44	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H31.1.9～R4.1.8
45	岩手道路開発株式会社	道路区画線・道路標識の設置 道路付属物販売 常温合材の製造販売他	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
46	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.23～R4.1.22
47	株式会社マルハン マルハン水沢店	サービス・接客業	奥州市	H31.1.23～R4.1.22
48	株式会社栄組	建設業	遠野市	H31.1.23～R4.1.22
49	株式会社ミチノク	自動販売機による清涼飲料水の販売	奥州市	H31.1.28～R4.1.27
50	株式会社小友建設	建設業(土木・建築等総合建設業)	遠野市	H31.1.28～R4.1.27
51	株式会社水清建設	建設業	矢巾町	H31.1.28～R4.1.27
52	有限会社かさい農産	農業(野菜の生産、販売、青果卸販売)	一関市	H31.2.22～R4.2.21
53	東北電力株式会社岩手支店	電気事業	盛岡市	H31.2.22～R4.2.21
54	盛岡セイコー工業株式会社	製造業	雫石町	H31.3.11～R4.3.10
55	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	滝沢市	H31.3.15～R4.3.14
56	JX金属プレジジョンテクノロジー株式会社 江刺工場	製造業(電子部品の電気めっき)	奥州市	H31.4.10～R4.4.9

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
57	株式会社サトウ精機	製造業	花巻市	H31.4.10～R4.4.9
58	株式会社ベアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.11～R4.4.10
59	株式会社板宮建設	建設業	金ヶ崎町	R1.5.8～R4.5.7
60	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	R1.5.27～R4.5.26
61	株式会社七星	剣道具の製造・開発	久慈市	R1.6.24～R4.6.23
62	株式会社花耶	理美容業	盛岡市	R1.7.3～R4.7.2
63	胆沢平野土地改良区	土地改良事業	奥州市	R1.7.23～R4.7.22
64	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R1.7.23～R4.7.22
65	社会福祉法人みちのく大寿会	介護老人福祉施設の経営	洋野町	R1.8.20～R4.8.19
66	株式会社日ピス岩手	輸送用機械器具製造業	一関市	R1.9.9～R4.9.8
67	リコージャパン株式会社岩手支社	小売、卸売	盛岡市	R1.9.11～R4.9.10
68	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	R1.10.30～R4.10.29
69	EC南部コーポレーション株式会社	建設業	奥州市	R1.11.12～R4.11.11
70	株式会社東北工商	建設業	盛岡市	R1.11.21～R4.11.20
71	株式会社松田製作所	製造業	花巻市	R1.11.26～R4.11.25
72	株式会社夢実耕望	健康食品製造業	二戸市	R1.12.2～R4.12.1
73	社会福祉法人つくし会	介護保険事業	一関市	R1.12.12～R4.12.11
74	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	R1.12.19～R4.12.18
75	有限会社タカハシ薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25～R4.12.24
76	有限会社たかき薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25～R4.12.24
77	丸協建設株式会社	建設業(土木、建築及び舗装工事の請負)	奥州市	R2.1.6～R5.1.5
78	三陸土建株式会社	総合建設業	盛岡市	R2.1.21～R5.1.20
79	株式会社ツガワ	電気機械機器製造業	花巻市	R2.1.23～R5.1.22
80	桜千株式会社	建設業	盛岡市	R2.1.28～R5.1.27



問い合わせ先

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室
女性活躍支援担当 電話 019-629-5348

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>

2 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証について

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。

県内の多くの企業等からの申請をお待ちしています。

今年度の制度改正について

○認証基準への追加

- ・「職場等における搾乳や授乳のための環境の整備」

○認証のメリットへの追加

- ・「いわて復興パワー」において東北電力(株)が指定する高圧契約種別における電気料金割引の対象。(H31.1)
- ・復興局の地域基幹産業人材確保支援事業の職場環境改善事業の補助要件。(H31.4)
- ・2019・2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加。(R1.6)

対象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等です。

○認証基準

- 1.次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出ていること。
- 2.子育て支援を推進する取組を行っていること。
- 3.育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び2で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- 4.「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

申請先

「申請書」を最寄の広域振興局等に提出してください。

認証のメリット

- ・子育て支援に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。(特別利率(1)の適用0.76%~)
- ・2019、2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。

問い合わせ先・申請書提出先

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室
次世代育成担当 電話 019-629-5456

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>

女性活躍と子育て支援に取り組む企業等を募集します

いわて女性活躍
企業等認定制度

制度概要

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等(ステップ1)」、「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」として認定します。

対 象

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体。

いわて子育てに
やさしい企業等
認証・表彰制度

制度概要

仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、また、顕著な成果があった企業を表彰します。

対 象

岩手県内に本社または主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等。



いわて女性活躍企業等認定制度

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

共通のメリット

○県のホームページ等により、広く県民に紹介します。

○職業安定所の求人登録票に表示できます。

○県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。★☆

○日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。★☆

○県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。★☆

○2019、2020 県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加★(令和元年6月～)

★印については、いわて女性活躍企業等認定制度はステップ2のみ対象となります。

☆印については、制度の利用にあたり各種要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

いわて子育てにやさしい企業等認証制度のメリット

○(公財)いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。

問い合わせ・申請書提出先

■ いわて女性活躍企業等認定制度

環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 TEL 019-629-5346

申請書のダウンロード <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>

■ いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度

盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6568	沿岸広域振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831	沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921	沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	0193-64-2218
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	0191-26-1415	県北広域振興局保健福祉環境部	0194-53-4982
		県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202

申請書のダウンロード <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>

いわて女性活躍 企業等認定制度



いわて女性活躍認定企業等 ステップ1 認定基準

- (1)、(2)の要件すべてを満たす企業等
- (1) 企業等の経営トップ(代表者)が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
 - (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。
 - ② 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。(社外研修含む。)



いわて女性活躍認定企業等 ステップ2 認定基準

- (1)、(2)、(3)の要件をすべて満たす企業等
- (1) 企業等の経営トップ(代表者)が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
 - (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 今までに女性が少なかった職務に女性の配置を増員している。
 - ② 女性管理職の人数を増員している。
 - ③ 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。(社外研修含む。)
 - (3) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出していること。

**女性活躍と子育て支援に
取り組む企業等を募集します**

岩手県



いわて子育てに やさしい企業等 認証・表彰制度

認証 制度

認証基準

- (1) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 子育て支援を推進する取組を行っていること。次の項目のうち、1項目以上の取組を行っていること。
 - ① 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
 - ② 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
 - ③ 育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置
短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供与
 - ④ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
 - ⑤ 所定外労働の削減のための措置
 - ⑥ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ⑦ 従業員が望む妊娠・出産を実現するための休暇制度等の措置
(不妊治療等)
- (3) 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び(2)で取組を行っている項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (4) 「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。次の項目のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを「応援宣言」として従業員に対して宣言していること。
 - ② 働きやすい職場環境の整備のため、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

表彰 制度

表彰基準

- 対象：認証企業等のうち、以下の表彰基準を満たす企業
- (1) 認証基準が実践されていること。
 - (2) 次のような独自性、先進性のある優れた取組を1項目以上実践していること。
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく岩手労働局長の認定(くろみん認定、プラチナくろみん認定)を受けていること。
 - ② 男性の育児休業者の実績があること。
 - ③ 子の看護休暇を取得した男性従業員がいること(ただし、1歳に満たない子のために利用した場合は除く)。
 - ④ 3歳に達するまでの子を養育する従業員に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該制度を利用した男性従業員がいること。
 - ⑤ 地域において、子育てを支援する取組を行うなど地域貢献していること。
 - ⑥ その他従業員の子育てを支援する先進的な取組を行っていること。
 - (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。